

## 地域未来投資促進法 第2期見附市基本計画を変更

これからの見附市の発展に必要な不可欠な企業誘致を推進していくためには、産業用地を確保することが最大の課題です。この課題解決に向け、これまで地域未来投資促進法第2期見附市基本計画の変更を新潟県、国と協議をしてきました。6月20日（金）に経済産業省から計画変更が承認されましたので概要を報告します。今回の変更ポイントは、重点促進区域の設定です。

### 1. 企業立地等の状況

- (1) 新潟県中部産業団地 52社操業（約1,000人の市民の雇用創出）
- (2) 中部産業団地周辺部約19haを工業区域に編入 民間開発造成工事中
- (3) 見附市の立地の良さから企業立地の相談あり

### 2. 地域未来投資促進法の概要

- (1) 目的 地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進すること
- (2) 手続き
  - ① 市や県が作成した「基本計画」に基づき、事業者が作成する「地域経済牽引事業計画」を県知事が承認することで支援の対象事業となる。
  - ② 市が県の同意を得て「土地利用調整計画」を作成することで、規制の特例措置を受けることができる。
- (3) 制度のメリット
  - ① 促進区域 立地企業へ税制支援、融資など
  - ② 重点促進区域
    - 1) 農地転用許可等の手続に関する配慮
      - ・農用地区域に当たる場合に、農用地区域からの除外ができる。
      - ・第一種農地に当たる場合でも、農地転用許可を受けることができる。
    - 2) 市街化調整区域の開発許可の手続きに関する配慮
      - ・都市計画法上の市街化調整区域の開発が原則許可される。

### 3. 第2期見附市基本計画の概要

- (1) 計画のポイント
  - ① 促進区域 見附市全域（鳥獣保護区など一部を除く）
  - ② 経済効果の目標 全体で608百万円の付加価値増加（47百万円×10件）
  - ③ 地域牽引事業の業種
    - 1) 繊維関連産業
    - 2) 先端組み立て型産業
    - 3) 健康、ヘルスケア分野
    - 4) 観光、物産分野

## (2) 変更したポイント

重点促進区域（現農用地、市街化調整区域を含む）を2カ所設定

## ① 上新田地区（中部産業団地周辺エリア）

区域面積 135.5ha（うち市街化調整区域17.0ha、農用地14.7ha）

## ② 芝野地区（見附工業団地周辺エリア）

区域面積 67.1ha（うち市街化調整区域21.0ha、農用地14.4ha）

## 《促進区域図》

